

住宅用火災報知器の点検をしましょう

圏総務課地域安全対策係
☎028(677)6029

住宅用火災警報器は火災による逃げ遅れをなくするために、住宅の寝室等への設置が義務づけられました。また、設置されている住宅においては、定期的に作動確認をしましょう。

●義務付けされている部屋に
確実に設置しましょう!

ホームセンター等で購入できますので、必ず設置しましょう。
すべての寝室と、建物の構造等に応じて階段や廊下等に設置が義務付けられています。

●警報器のタイプを使い分けましょう。

煙感知式と熱感知式の2タイプがあり、設置場所に依りて使い分けましょう。
煙感知式は、火災を早期に発見するのに有効で、寝室等にはこちらが適しています。
熱感知式は、煙や水蒸気が発生しがちな台所等の設置に適しています。

●定期的に作動確認を実施し、
家族で火災時の警報音を聞きましょう。

警報器についているボタンやひもを引くことで、作動確認ができます。
半年に一回は作動確認をしましょう。

●電池タイプのもは約10年で
電池切れになります。

購入後しばらく経っている場合は、更新も検討しましょう。



NET119緊急通報 システム登録説明会を開催します

圏福祉対策課福祉係 ☎028(677)1112

ファックス 028(677)2716 メール fukushi@town.tochigi-haga.lg.jp

日時/2月21日(金)13:30~※受付開始13:00~
場所/農業者トレーニングセンター第1・第2研修室
対象/該当の身体障害者手帳(聴覚・音声・言語・
そしゃく)をお持ちの人に、説明会のご案内をお送りしています。
内容/NET119の説明、登録受付および携帯端末を
使った通報練習会
参加費/無料

そしゃく)をお持ち
使った通報練習会

身体障害者手帳をお持ちでない人で、サービスの利用を希望する人は、下記までお問い合わせください。
芳賀地区広域行政事務組合消防本部通信指令課
電話：0285(82)0119
ファックス：0285(80)8789
メール：fdhatuushin-2@hagakouiki.jp



NET119 緊急通報システムとは



急病やけが



火災



災害



事故

聴覚、音声・言語またはそしゃく機能に障がい等を有しているなど、電話による音声での119番通報が困難な人が対象のシステムです。

スマートフォンや携帯電話のウェブ(インターネット)機能を使用し、簡単な画面操作で119番通報を行うことができます。

通報と同時に、携帯電話にあるGPS(衛星利用測位システム)の位置情報を使用して、外出先でも通報者の居場所が把握しやすくなります。また、チャット形式で消防指令センターと文字による対話が可能となり、消防車や救急車の迅速な出動につながります。

よくある質問

- Q1** 誰が利用できますか?
A 芳賀町・真岡市・益子町・茂木町・市貝町在住で、聴覚や発話に障がいがあり、音声による通報が困難な人が利用できます。
- Q2** お金はかかりますか?
A 携帯電話・スマートフォンの通信料をご負担ください。その他の費用はかかりません。
- Q3** どんな携帯電話・スマートフォンで通報できますか?
A NTTドコモ、au、ソフトバンク(ワイモバイル)、楽天モバイルの携帯電話・スマートフォンで利用することができます。また、各社のインターネットサービス(iモード、spモード、EZウェブ、Yahoo!ケータイなど)やメールサービスに加入している必要があります。
- Q4** 利用を開始するには、どの窓口にご相談するのですか?
A 消防本部通信指令課または各市町の福祉担当窓口で申請用紙を配付しています。詳しくは、窓口でご相談ください。
※身体障がい者手帳をお持ちでない人は、消防本部通信指令課までご相談ください。
- Q5** 登録後、携帯電話・スマートフォンの機種を変更した場合は?
A 「変更申請」を必ず行ってください。携帯電話・スマートフォンの機種変更に限らず、事前登録内容に変更が生じた場合は、変更申請を行わないと通報できない場合があります。